

南九州市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会の責務，活動原則及び役割（第3条）

第3章 議員の責務，活動原則及び役割並びに議長の責務（第4条・第5条）

第4章 議員の政治倫理（第6条）

第5章 市民と議会の関係（第7条・第8条）

第6章 議会と市長等の関係（第9条－第11条）

第7章 議員間の討議（第12条）

第8章 委員会の活動（第13条）

第9章 議会及び議会事務局の体制整備（第14条－第16条）

第10章 議員の身分及び待遇（第17条・第18条）

第11章 最高規範性（第19条）

第12章 見直し手続（第20条）

附則

平成19年12月1日，旧穎娃町，旧知覧町及び旧川辺町が合併し，「自然豊かで創造と活力に満ちくらしといのちが輝く“こころ”やすらぐまち」を基本理念とする南九州市が誕生した。

南九州市議会（以下「議会」という。）は，市民の代表機関として，その責務を常に自覚し，市民福祉の向上と，住みよいまちづくりを目指すとともに，市民の意思を最大限に市政に反映できる開かれた議会を実現するため，本条例を制定し，これを議会の行動原則として実践することをここに決意する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は，議会が担う役割を果たすための基本的事項を定めることにより，市民の負託にこたえるとともに，市民に開かれた議会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「市民」とは，本市に住所を有する個人又は所在する法人その他の団体をいう。

第2章 議会の責務，活動原則及び役割

第3条 議会は，市の施策に対する意思決定を行う議決機関として，適切な判断と責任ある活動を行わなければならない。

- 2 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
- (1) 公正性、透明性及び独自性を確保し、市民に開かれた議会とすること。
 - (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
 - (3) 市民にとって分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。
 - (4) 市民の傍聴の意欲を高めるような議会の運営を行うこと。
 - (5) 議会運営に関し、申し合わせた事項を必要に応じて改めること。
- 3 議会は、前項各号に規定する原則に基づき、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 市の施策が適法及び適正かつ公平で効率的に実施されているかを市民全体の立場に立って監視すること。
- (2) 市民の多様な意見を市政に反映させるため、市の政策形成過程及び実施過程に多面的に参画し、専門的事項に係る調査研究を行い、政策立案、提言等の機能の充実及び強化を図ること。
- (3) 議会に関する条例、規則その他規程を遵守するとともに、議会運営に関する申し合わせ事項を尊重し、信頼性のある議会運営に努めること。
- (4) 市民福祉向上のため、国会及び関係行政庁への意見書の提出を積極的に行うこと。

第3章 議員の責務、活動原則及び役割並びに議長の責務

(議員の責務、活動原則及び役割)

第4条 南九州市議会議員（以下「議員」という。）は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

- 2 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。
 - (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表にふさわしい活動を行うこと。
 - (3) 一部の団体及び地域の課題だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- 3 議員は、前項各号に規定する原則に基づき、次に掲げる役割を担うものとする。
- (1) 政策立案及び政策提言能力の向上のため、研修及び調査研究に努めること。
 - (2) 様々な手段や媒体を通じ、市民への情報発信に努めること。
 - (3) 地方分権時代における議員の在り方について調査研究に努めること。

(議長の責務)

第5条 議長は、議会を代表し、中立で公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

第4章 議員の政治倫理

第6条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民全体の代表者として、良心と責任感をもって議員の品位を保ち、その職務に専念しなければならない。

第5章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第7条 議会は、議会の活動に関する情報公開に努め、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、南九州市議会委員会条例（平成19年南九州市条例第206号）に規定する常任委員会、特別委員会（以下「委員会」という。）及び南九州市議会会議規則（平成19年南九州市議会規則第1号）に規定する全員協議会（以下「協議会」という。）を原則として公開する。

3 議会は、委員会の運営に当たり、公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の意見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

(市民との意見交換)

第8条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場を設けることができる。

第6章 議会と市長等の関係

第9条 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と緊張ある関係を保つよう努めるとともに、本会議及び委員会における議員と市長等の質疑と質問の応答は、市政上の論点及び争点を明確にするものとする。

(市長等に対する施策等の説明要求)

第10条 議会は、市の基本構想並びに市民生活に影響を及ぼすことが予想される施策及び事業（以下「施策等」という。）について、市長等に対し、その施策等の形成過程等を明らかにするため、次に掲げる事項について説明を求めることができる。

- (1) 施策等の根拠
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の地方公共団体における類似する施策等との比較検討
- (4) 施策等への市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 南九州市総合計画との整合性
- (6) 財源措置

(7) 将来にわたるコスト計算

(8) 前各号に掲げるもののほか、議会が必要と認める事項

(予算及び決算の審議)

第11条 議会は、市長から提案された予算について、市民全体の立場に立ち、広く客観的な観点で審議するとともに、予算執行に当たっての留意事項等を把握した場合は、市長に提言するものとする。

2 議会は市長から認定に付された決算について、審議において行政効果を客観的に判断するとともに、今後の改善事項等を把握した場合は、市長に提言するものとする。

第7章 議員間の討議

第12条 議員は、議会の権限を發揮するため、委員会において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。

第8章 委員会の活動

第13条 委員会は、その所管に属する事項について調査又は審査を行うときは、専門的な視点から効率的かつ十分な審議を行うよう努めなければならない。

2 委員会は、その所管に属する事務に関する調査のための活動を積極的に行うものとする。

3 委員会は、前項の活動により得られた成果で、本市の政策に活かされると考えられる事項については、市長に提言するものとする。

第9章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修及び調査研究の充実)

第14条 議会は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上等を図るため、議員に対する研修の充実を図るものとする。

2 議会は、前項の研修に当たり、各分野の専門家による研修会を開催することができるものとする。

3 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を通じて、地方分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究を必要に応じて行うものとする。

(広報広聴活動の充実)

第15条 議会は、議会の活動及び市政に係る重要な情報を議会独自の視点から市民に対して周知するため、広報広聴活動の充実に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第16条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能の向上等を図るため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

第10章 議員の身分及び待遇

(議員定数)

第17条 議員定数は、南九州市議会議員定数条例(平成22年南九州市条例第30号)

で定める。

- 2 議会は、前項の定数を改めるに当たっては、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するために、特別委員会を設置し、調査するものとする。

(議員報酬)

第18条 議会は、議員報酬の改定に当たっては、南九州市特別職報酬等審議会条例（平成19年南九州市条例第43号）に規定する南九州市特別職報酬等審議会の意見を尊重するとともに、議会の意見を反映し、その報酬の額が、議員の職務及び職責にふさわしいものとなるよう努めるものとする。

第11章 最高規範性

第19条 この条例は、議会の運営における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に関する条例、規則その他規程を制定してはならない。

第12章 見直し手続

第20条 議会は、社会情勢の変化等により、この条例を見直す必要が生じた場合は、速やかに検討し、改正の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。